

○厚生労働省訓第 5 号

部 内 一 般

過重労働防止対策アドバイザー規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

厚生労働大臣 細川 律夫

過重労働防止対策アドバイザー規程（平成 19 年厚生労働省訓第 28 号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。